

# 短期入所生活介護事業所 松戸陽だまり館 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛の会が開設する短期入所生活介護事業所松戸陽だまり館（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護事業所 松戸陽だまり館（併設型・空床型）
- (2) 所在地 千葉県松戸市幸田111番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (常勤1名・特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館兼務)  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 (常勤2名以上・特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館兼務)  
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- (3) 介護職員 (常勤37名以上・特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館兼務)  
利用者の日常生活の介護業務を行う。
- (4) 看護職員 (常勤3名以上・特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館兼務)  
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (5) 介護支援専門員 (常勤2名以上・特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館兼務)  
短期入所サービス計画の作成、進行管理および評価を行う。
- (6) 機能訓練指導員 (常勤1名以上・特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館兼務)

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。

- (7) 栄養士 (常勤1名以上・特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館兼務)

給食献立の作成、栄養計算、入所者の栄養指導等を行う。

- (8) 医師 (非常勤1名以上・特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館兼務)

利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

なお、員数については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす人員を配置するものとする。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は併設利用型でユニット10名とする。

2 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は空床利用型で特別養護老人ホームの利用定員の110名以内の空床数とする

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 夜間看護体制

(短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第7条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する居宅サービスを提供した際には、利用料の一部として、居宅サービス費用基準額から当該事業所に支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない居宅サービスを提供した際に、利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 前各項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

事業所は全各項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、居宅サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者

負担させることが適当と認められるもの。

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松戸市・流山市・柏市・我孫子市とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第9条 サービスの提供を受けようとする利用者は、他の利用者の迷惑にならないよう、従業者の指示に従うこと。
- 2 サービスの提供を受けようとする利用者は、次の点に留意することとする。
    - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
    - (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
    - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - 3 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会を侵害してはならない。
  - 4 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
  - 5 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができる。
  - 6 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - 3 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
  - 4 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施する。
  - 5 全四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規定は、平成28年10月1日一部改訂、施行する。

この規定は、令和4年3月1日一部改訂、施行する。